

掲示期間 12.28-1.6

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月28日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第42号

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第32号）の一部  
を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。